

長野県保育士修学資金貸付事業 返還免除対象業務一覧

区域	法令等	施設等種別
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって法第27条第2項の委託を受けた施設
		肢体不自由児施設「整肢療護園」
		重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
長野県内 ※1	第6条の2の2第2項	児童発達支援（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）
	第6条の2の2第4項	放課後等デイサービス（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）
	第7条	助産施設
		乳児院
		母子生活支援施設
		保育所
		幼保連携型認定こども園
		児童厚生施設
		児童養護施設
		障害児入所施設
		児童発達支援センター
		児童心理治療施設
		児童自立支援施設
	児童家庭支援センター	
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第18条の6	指定保育士養成施設
	法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの	家庭的保育事業
		小規模保育事業
		居宅訪問型保育事業
		事業所内保育事業
法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、右記に示すもの	ア 法第59条の2の規定により届出をした施設	
	イ アに掲げるもののほか、都道府県が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設	
	ウ 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
	エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
	オ 国、都道府県又は市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
法第6条の3第2項	放課後児童健全育成事業	
法第6条の3第7項	一時預かり事業	
法第6条の3第13項	病児保育事業	
学校教育法	第1条	「幼稚園」のうち、教育時間の終了後に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設※2
		「幼稚園」のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	「認定こども園」
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定	企業主導型保育事業

※1 東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る）において業務に従事する場合は、長野県内及び当該被災県とします。

※2 保育士資格を取得し、児童の保護等の業務にも従事していただいた場合（兼務可）のみ返還免除となります。